第７期西海市障がい福祉計画・
第３期西海市障がい児福祉計画

令和６年３月

長崎県　西海市

はじめに

本市は、平成29年３月に令和８年度までの10年間を計画期間とする第２次西海市総合計画を策定し、将来像である「活躍のまちさいかい」の実現を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しているところです。

本の障がい者施策は、以前は施設入所を中心としたものでしたが、「障がいのあるなしに関わらず、一人の人間として同じように暮らすための取り組みが必要」とするノーマライゼーションの理念が国際的に浸透し、日本でも施設入所中心とする考えから、障がい者も社会参加ができる環境づくりへと変化してきました。

また、国においては、「障害者虐待防止法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行や、「障害者基本法」、「障害者雇用促進法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正、「障害者権利条約」の締結が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

令和６年度からは、障がい者の重度化・高齢化や保護者亡き後を見据え、緊急時の対応や、施設等からの地域以降の推進を担う地域生活支援拠点等の整備等が市町村の努力義務化され、また、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となり、市町村が担う役割も大きく変化することになります。

「第７期西海市障がい福祉計画・第３期西海市障がい児福祉計画」は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者等の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に取り組むとともに、計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関や事業者、市民等の連携による「総合的な支援ネットワークの構築」を図りながら、施策推進に取り組んで参りたいと思いますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました西海市障害者政策委員会の皆様をはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和６年３月

西海市長　杉澤　泰彦

目　　次

第１章　計画の基本事項 1

第１節　計画策定にあたって 1

第２節　時代背景・障がい者施策をめぐる動き 2

第３節　計画の位置付け・計画期間 5

第４節　策定体制 7

第２章　障がいのある人を取り巻く環境 9

第１節　西海市の概況 9

第２節　障がいのある人を取り巻く状況 11

第３節　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画の進捗 16

第３章　第７期障がい福祉計画 23

第１節　障がい福祉計画について 23

第２節　第７期計画における成果目標の設定 26

１　施設入所者の地域生活への移行 26

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 26

３　地域生活支援拠点等の整備 27

４　強度行動障がい者への支援体制整備 28

５　福祉施設からの一般就労移行 28

６　相談支援体制の充実・強化等 30

７　障がい福祉サービス等の質の向上のための体制の構築 31

第３節　障がい福祉サービスの見込量及び確保の方策 32

１　訪問系サービス 33

２　日中活動系サービス 35

３　施設系サービスの見込量 39

４　居住支援系サービスの見込量 40

５　訓練系・就労系サービスの見込量 42

６　相談支援の見込量 49

第４節　地域生活支援事業サービスの見込量 51

１　地域生活支援事業の概要 51

２　地域生活支援事業の見込量の設定と確保方策 52

３　実施に関する考え方・見込量確保のための方策等 53

第４章　第３期障がい児福祉計画 57
第１節　障がい児福祉計画について 57
第２節　第３期計画における成果目標の設定 58
１　障がい児支援の提供体制の充実 58
第３節　障がい児福祉サービスの見込量及び確保の方策 60
１　障がい児通所支援の見込量 60
２　障がい児相談支援の見込量 64
第５章　計画の推進 65
第１節　計画の推進体制 65
第２節　計画の進行管理 67
資　　料　　編 69
資料１　策定経過 69
資料２　策定協議組織 70
資料３　用語解説 73

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

第１章　計画の基本事項

第１章　計画の基本事項

第１節　計画策定にあたって

今日、障がいのある人や家族の意識は“より自分らしく生きたい”、“積極的な生き方をしたい”といった意識が高まるなど、確実に変わってきており、障がい福祉施策に対しても生活の質的な向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障がいのある人をめぐる状況を総体的にとらえると、当事者の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強くあらわれています。

この期間にも、国においては令和３年５月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障がいのある人を取り巻く環境は変化しており、令和６年４月からは、障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援など、法律の改正による新たな制度も始まります。

一方で西海市（以下、「本市」とします。）においては、人口の減少とともに障がい者数も減少していますが、高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、家庭内、当事者の課題は多様化、複雑化することが懸念されています。

そのため、本市に暮らす障がいのある人が生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な垣根（社会的障壁）を越えて社会全体で取り組む必要があります。

令和５年度には「第６期西海市障がい福祉計画・第２期西海市障がい児福祉計画」が計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和６年度を初年度とする「第７期西海市障がい福祉計画・第３期西海市障がい児福祉計画」（以下「本計画」とします。）を策定します。

第２節　時代背景・障がい者施策をめぐる動き

平成 29 年 3 月の「西海市障がい者基本計画」の策定以降、国においても、障がいのある人の積極的な社会参画に向けた整備が進められるなど、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の視点から、障がいのある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な社会的障壁を越えて社会全体で取り組む方向性が示されました。

また、障がいのある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化し、積極的な社会参画に向けた整備が進むなど、市町村においても、障がい者雇用の促進や医療的ケア児の支援、情報アクセシビリティ（情報の取得のしやすさ）の向上といった、社会的変化にも対応する福祉のまちづくりの推進が求められています。

さらに、「誰一人取り残さない」をスローガンに 2030 年までに全世界で達成を目指す SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組む必要があります。

１　法や制度に基づく動き

図表　国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

<table>
<tr><th>年</th><th colspan="3">国</th><th colspan="2">県</th><th colspan="2">市町村</th></tr>
<tr><td>平成
18 年
(2006)</td><td>・障害者自立支援法の施行
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行</td><td rowspan="7">障害者基本計画（第２次）</td><td rowspan="2">重点施策実施５か年計画</td><td rowspan="2">障害者基本計画</td><td rowspan="2">第１期障害福祉計画</td><td rowspan="3">障がい者基本計画</td><td rowspan="2">第１期障がい福祉計画</td></tr>
<tr><td>19 年
(2007)</td><td>・障害者権利条約の署名</td></tr>
<tr><td>20 年
(2008)</td><td>・児童福祉法の改正</td><td rowspan="6">重点施策実施５か年計画</td><td rowspan="5">障害者基本計画（第２次）</td><td rowspan="4">第２期障害福祉計画</td><td rowspan="3">第２期障がい福祉計画</td></tr>
<tr><td>21 年
(2009)</td><td></td></tr>
<tr><td>22 年
(2010)</td><td></td></tr>
<tr><td>23 年
(2011)</td><td>・障害者基本法の一部を改正する法律の施行</td></tr>
<tr><td>24 年
(2012)</td><td>・障害者虐待防止法の施行
・改正児童福祉法の施行</td><td rowspan="3">障害者基本計画（第３次）</td><td rowspan="3">第３期障害福祉計画</td><td rowspan="2">障がい者基本計画</td><td rowspan="3">第３期障がい福祉計画</td></tr>
<tr><td>25 年
(2013)</td><td>・障害者総合支援法の施行
・障害者優先調達推進法の施行
・成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行</td></tr>
<tr><td>26 年
(2014)</td><td>・障害者権利条約の批准</td><td></td></tr>
</table>

年	国		県		市町村	
平成27年(2015)	・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	障害者基本計画（第3次）	第4期障害福祉計画	障がい者基本計画	第4期障がい福祉計画
28年(2016)	・改正障害者雇用促進法の施行 ・改正発達障害者支援法の施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・障害者差別解消法の施行					
29年(2017)						
30年(2018)	・改正障害者総合支援法の一部施行 ・改正児童福祉法の一部施行 ・地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正	障害者基本計画（第4次）		第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	障がい者基本計画	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画
令和元年(2019)	・障害者活躍推進計画の策定 ・障害者文化芸術推進計画の策定		障害者基本計画（第4次）			
2年(2020)						
3年(2021)	・改正障害者雇用促進法による障害者雇用率の引上げ ・医療的ケア児支援法の施行 ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画
4年(2022)	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行					
5年(2023)		障害者基本計画（第5次）				

２　SDGs による「誰一人取り残さない」取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、障がいのある人も取り残されてはならない存在です。

そのため、障がい福祉施策の推進にあたっても、あらゆる人が排除されないことを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために各分野で取り組んでいくことが求められています。

特にインクルーシブ教育は、「障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」であることが、特別支援教育の理念に盛り込まれており、すべての子どもが同じ場所や同じ機会で学べる教育の実現が望まれています。

第３節　計画の位置付け・計画期間

１　計画の位置付け

本計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として「障がい者基本計画」と整合を図りながら一体的に推進します。

図表　計画の位置付け

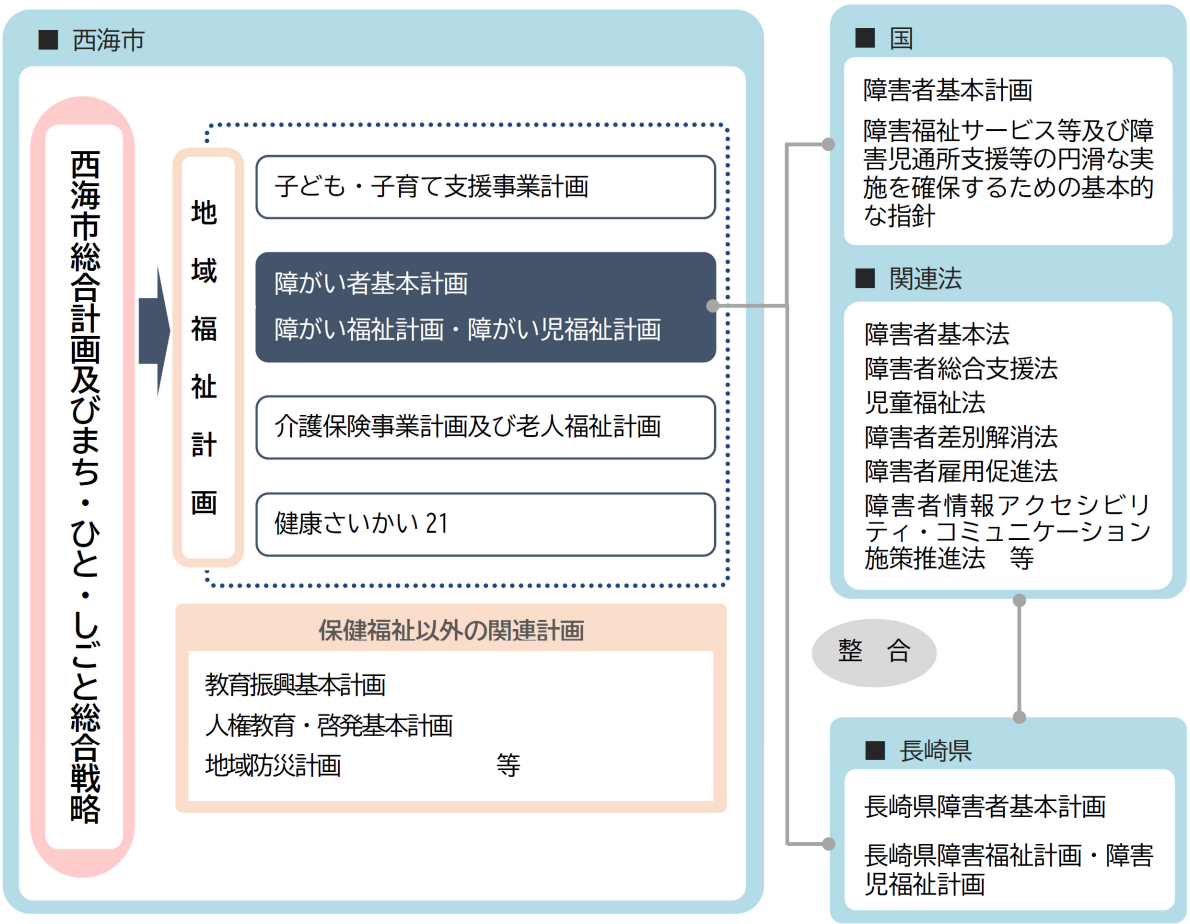

○ 障がい者基本計画（障害者基本法 第 11 条 第 3 項）

⇒主に障がい福祉施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画となります。

○ 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第 88 条 第 1 項）

⇒主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

○ 障がい児福祉計画（児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項）

⇒　障がい児福祉サービスなどの見込量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。

○ その他

⇒　上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、関連する老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本市の保健福祉関連計画との整合に配慮するとともに、「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画とします。

2　計画の対象者

本計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障害者手帳の有無に関わらず、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

また、共生社会の実現のため、すべての市民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障がいのある人」自身ですが、全市民を対象とします。

3　計画の期間

「障がい者基本計画」については、令和６年度から令和 11 年度までの６か年、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」については、令和６年度から令和８年度までの３か年間を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表　計画の期間

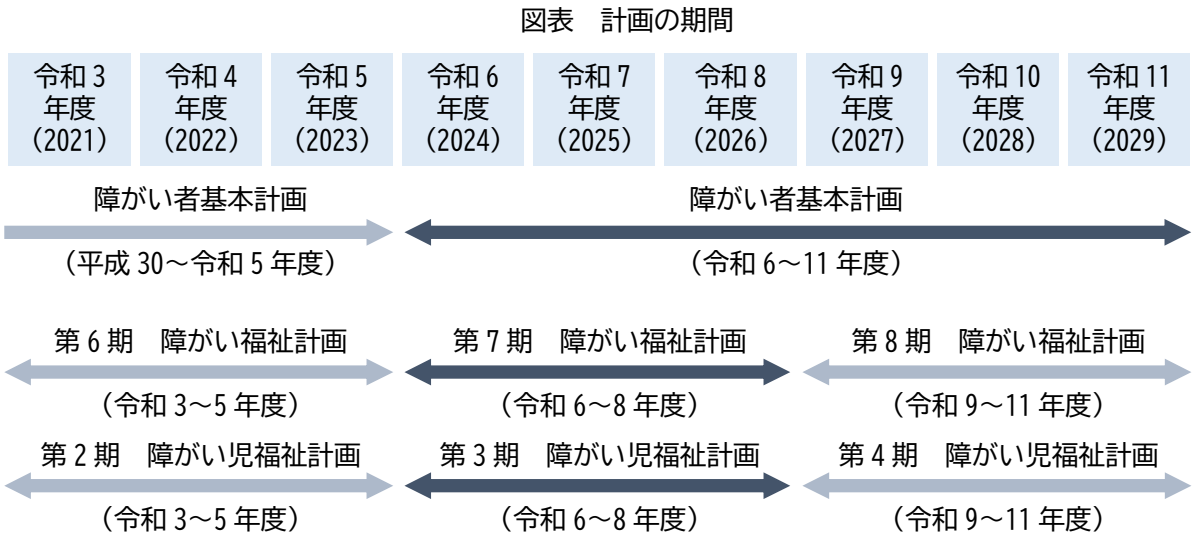

第４節　策定体制

１　アンケート調査による障がい者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「西海市障がい福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

《調　査　概　要》

○ 調 査 対 象：身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・
高次脳機能障がい・難病患者等の方
○ 調 査 期 間：令和４年 12 月 14 日（水）～令和５年１月６日（金）
○ 調 査 方 法：郵便配付・回収
○ 回収数（率）：932 票（40.3%）

２　ヒアリングシートによるサービス提供事業所等の意向把握

計画策定の基礎資料として、サービス提供事業所、教育機関等を中心に、「ヒアリング調査」を実施しました。

３　西海市障害者政策委員会による審議

本計画の策定は、市民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「西海市障害者政策委員会（以下、「政策委員会」とします。）」において、計４回、審議を行いました。

４　パブリックコメントの実施

市民の皆様からのご意見をいただくため、令和６年２月７日から２月 22 日までの間、西海市ホームページ等において計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施ました。

第２章　障がいのある人を取り巻く環境

第２章　障がいのある人を取り巻く環境

第１節　西海市の概況

１　総人口・世帯数の推移

平成 30 年以降の本市の総人口は減少しており、令和 5 年 3 月末現在で 25,620 人、年平均約 530 人減少しています。

また、世帯数については、令和 3 年以降減少が続いており、令和 5 年 3 月末現在では 12,258 世帯、一世帯当たりの人員は 2.09 人となっており、核家族化・小家族化が進行していることがうかがえます。

図表　総人口・世帯数・一世帯当たりの人員の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

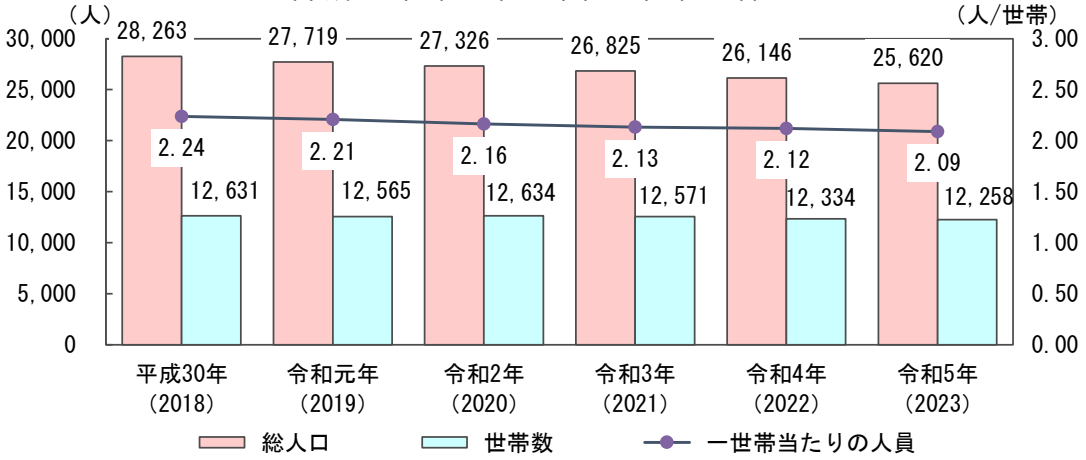

（単位：人・世帯）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
総人口	28,263	27,719	27,326	26,825	26,146	25,620
世帯数	12,631	12,565	12,634	12,571	12,334	12,258
一世帯当たり人員	2.24	2.21	2.16	2.13	2.12	2.09

資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

2　人口構造（年齢３区分）

年齢３区分の人口の推移をみると、令和５年３月末の 15 歳未満人口は 2,747 人、15～64 歳人口は 12,585 人となっており、65 歳未満の人口は減少が続いているほか、65 歳以上人口は、令和３年より減少に転じ、令和５年には 10,288 人となるなど、人口減少と併せて、少子高齢化が進行しています。

図表　総人口の推移
（平成 30 年（2018）～令和５年（2023））

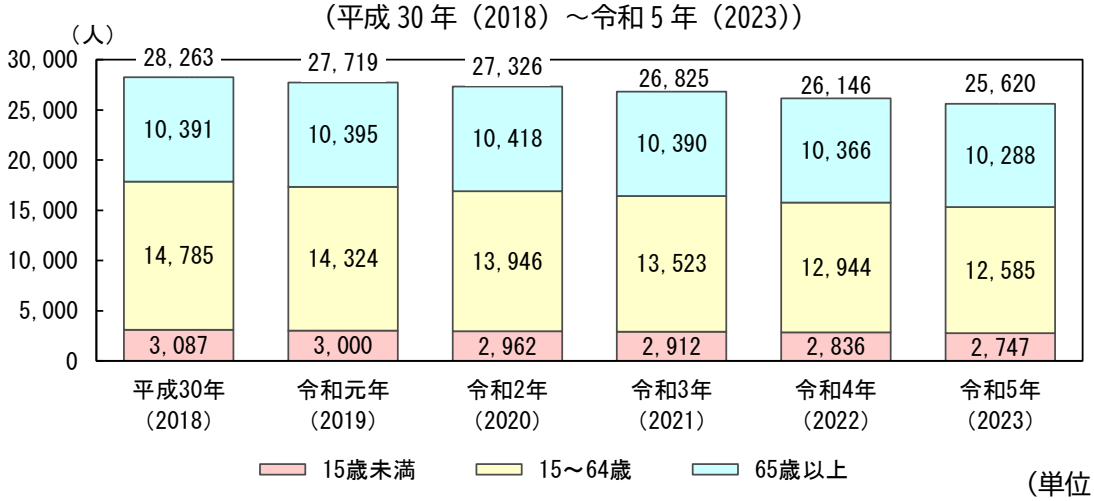

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
総人口	28,263	27,719	27,326	26,825	26,146	25,620
15 歳未満	3,087	3,000	2,962	2,912	2,836	2,747
15～64 歳	14,785	14,324	13,946	13,523	12,944	12,585
65 歳以上	10,391	10,395	10,418	10,390	10,366	10,288

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

3　産業構造（就業人口）

国勢調査による本市の産業構造は、商業・サービス業の第３次産業を中心とした産業構造となっており、令和２年で就業者数の半数以上を占めています。

就業者数は、平成７年の 17,699 人から令和２年には 13,310 人と減少しており、平成 22 年以降は、分類不能を除いた各産業で減少が続いています。

図表　産業構造（就業人口）の推移
（平成７年（1995）～令和２年（2020））

（単位：人）

区　　分	平成７年（1995）	平成 12 年（2000）	平成 17 年（2005）	平成 22 年（2010）	平成 27 年（2015）	令和２年（2020）
就業者数	17,699	16,976	16,311	14,946	13,934	13,310
第１次産業	4,234	3,633	3,550	2,800	2,353	1,989
第２次産業	5,367	5,078	4,419	4,319	4,157	4,052
第３次産業	8,089	8,256	8,336	7,820	7,340	7,126
分類不能	9	9	6	7	84	143

資料：国勢調査

第２節　障がいのある人を取り巻く状況

１　障害手帳所持者数

平成 30 年以降の手帳交付者数の推移をみると、身体障がい者は減少、知的障がい者・精神障がい者は増加傾向にあり、令和５年の障害手帳所持者数（延べ数）は 2,364 人となっています。

また、令和５年３月における住民基本台帳の総人口（25,620 人）に占める障害手帳所持者の割合は、9.2%となっています。

図表　障害者手帳所持者数の推移
（平成 30 年（2018）～令和５年（2023））

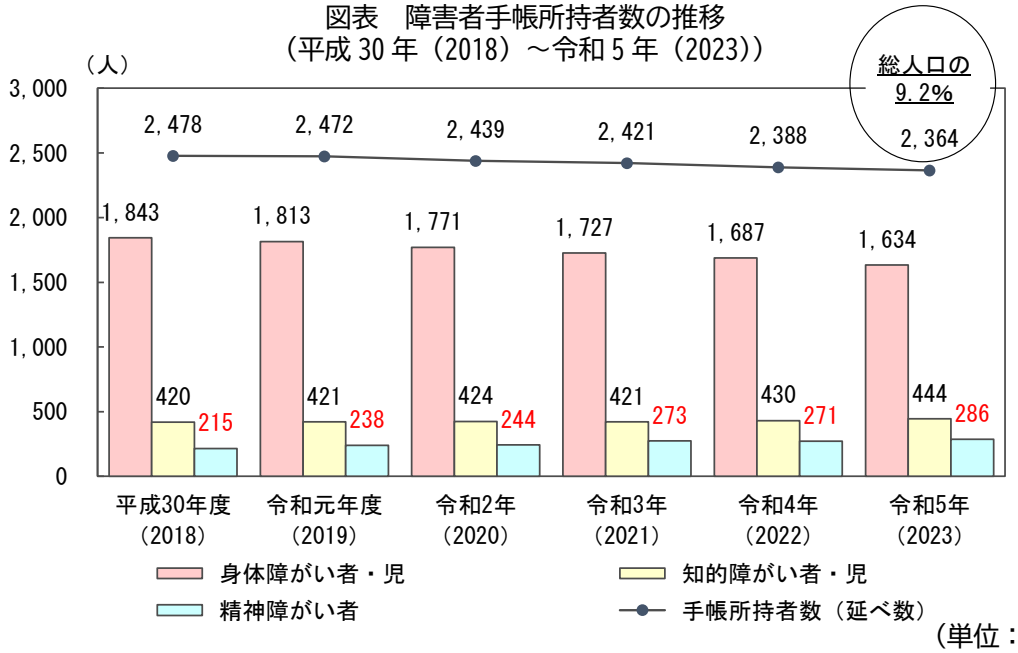

（単位：人・%）

区　　分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
障害手帳所持者数	2,478	2,472	2,439	2,421	2,388	2,364
身体障害者手帳所持者	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
療育手帳所持者	420	421	424	421	430	444
精神障害者保健福祉手帳所持者	215	238	244	273	271	286
総人口に占める割合	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2

※資料：福祉課（各年 3 月末現在）

2　身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の状況は減少推移となっており、令和５年３月末現在の手帳所持者数は 1,634 人、本市の障害者手帳所持者数の 69.1％を占めています。

また、令和５年の手帳の等級は「1 級」（473 人）、障がいの種類は「肢体不自由」（1,138 人）が最も多くなっています。

図表　身体障害者手帳所持者数の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

（単位：人・％）

区　　分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
身体障がい者（児）	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
18 歳未満	16	15	14	15	15	14
18～64 歳	340	333	327	316	299	289
65 歳以上	1,487	1,465	1,430	1,396	1,373	1,331
手帳所持者全体に対する割合	74.4	73.3	72.6	71.3	70.6	69.1

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表　障がいの種類の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

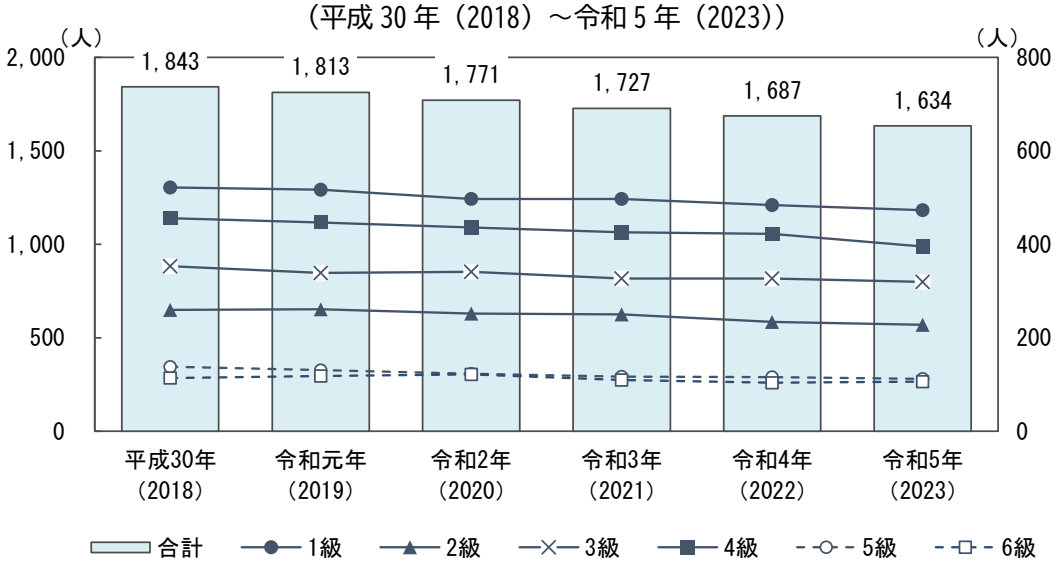

（単位：人）

区　　分	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
身体障がい者（児）	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
1 級	522	517	497	497	484	473
2 級	260	261	252	250	234	228
3 級	353	339	341	327	327	320
4 級	456	447	436	426	422	395
5 級	138	131	123	117	116	112
6 級	114	118	122	110	104	106

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表　障がいの種類の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
身体障がい者（児）	1,843	1,813	1,771	1,727	1,687	1,634
視覚障がい	159	153	147	141	134	139
聴覚・平衡機能障がい	214	220	223	209	203	198
音声・言語・そしゃく機能障がい	29	29	31	28	26	29
肢体不自由	1,291	1,243	1,200	1,169	1,109	1,138
内部障がい	579	587	602	570	578	587
心臓機能障がい	386	391	383	372	363	377
じん臓機能障がい	102	97	122	96	103	97
ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	67	71	72	78	86	90
肝臓機能障がい	3	4	4	3	3	3
呼吸器機能障がい	19	22	19	19	21	17
脳原性	2	2	2	2	2	3

（注）重複障がいあり　　資料：福祉課（各年 3 月末現在）

3　知的障がいのある人

本市における療育手帳所持者数は、令和 3 年に減少していますが、以降は増加を続け、令和 5 年 3 月末日現在の手帳所持者数は 444 人、本市の障害手帳所持者数の 18.8%を占めています。

また、令和 5 年の障がい程度別にみると、重度である「A」判定の方が 160 人、「B」判定の方が 284 人となっています。

図表　療育手帳所持者数の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

（単位：人・%）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
知的障がい者（児）	420	421	424	421	430	444
18 歳未満	69	61	59	56	58	64
18～64 歳	282	289	290	285	287	293
65 歳以上	69	71	75	80	85	87
手帳所持者全体に対する割合	16.9	17.0	17.4	17.4	18.0	18.8

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表　判定別の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

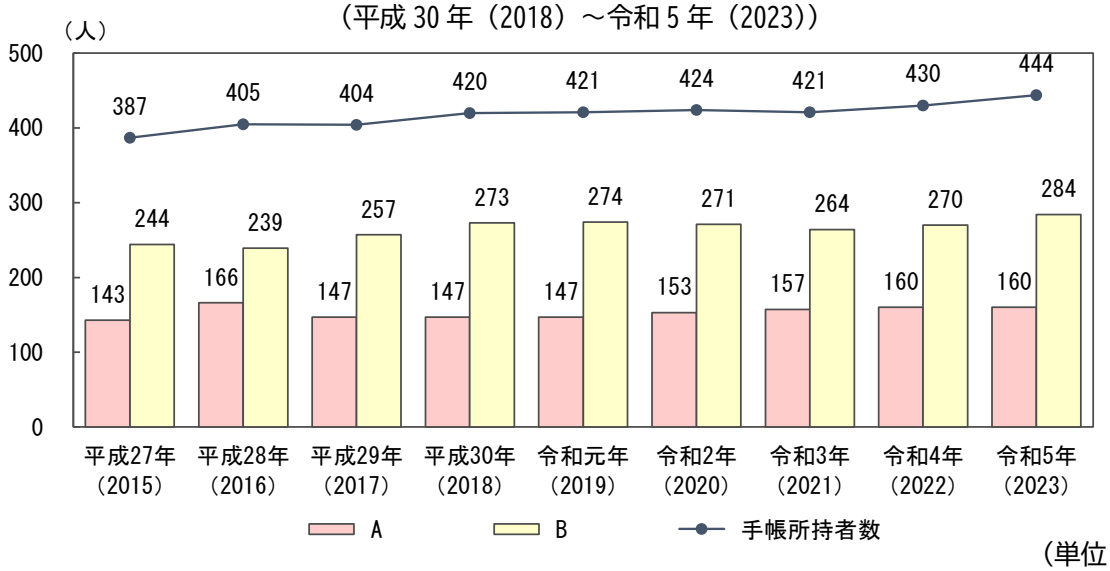

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
知的障がい者（児）	420	421	424	421	430	444
A（重度）	147	147	153	157	160	160
B（その他）	273	274	271	264	270	284

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

4　精神障がいのある人

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 4 年に減少していますが、令和 5 年には増加に転じており、令和 5 年 3 月末現在の手帳所持者数は 286 人、本市の障害手帳所持者数の 12.1％を占めています。

また、令和 5 年の手帳等級別にみると、「1 級」は 24 人、「2 級」は 183 人、「3 級」は 79 人となっています。

図表　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

（単位：人・％）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
精神障がい者（児）	215	238	244	273	271	286
18 歳未満	3	4	7	8	6	7
18～64 歳	153	169	161	179	175	182
65 歳以上	59	65	76	86	90	97
手帳所持者全体に対する割合	8.7	9.6	10.0	11.3	11.3	12.1

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表　手帳の等級の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

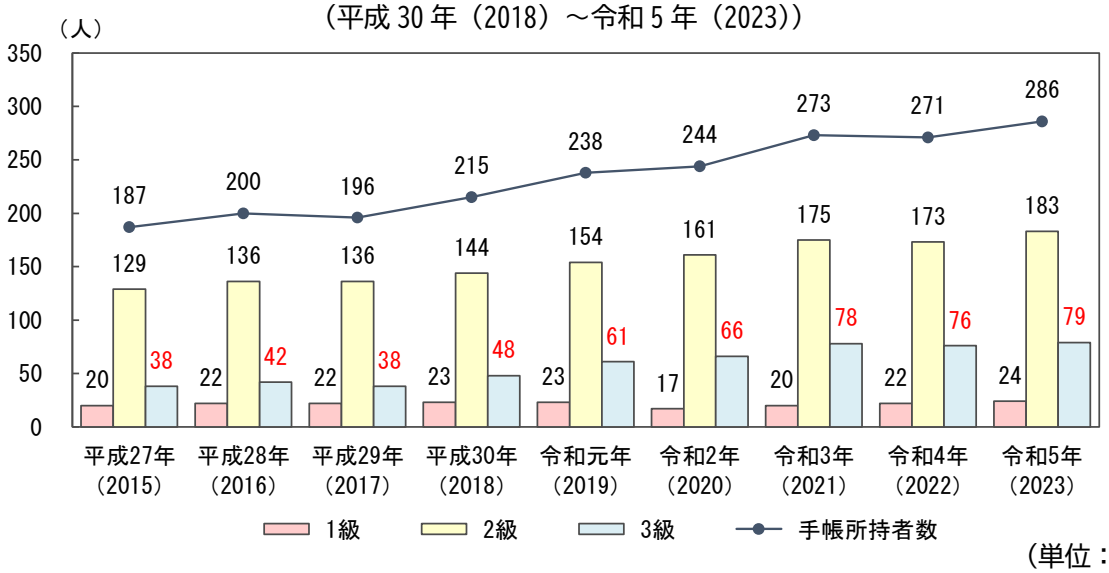

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
精神障がい者（児）	215	238	244	273	271	286
1 級	23	23	17	20	22	24
2 級	144	154	161	175	173	183
3 級	48	61	66	78	76	79

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

5　自立支援医療（精神通院医療）認定を受けている方

自立支援医療（精神通院医療）対象者数の推移をみると、平成 30 年以降は各年で増減しており、令和 5 年は 457 人となっています。

図表　自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
（平成 30 年（2018）～令和 5 年（2023））

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）
精神通院医療対象者	427	462	474	427	468	457

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

第３節　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画の進捗

国は、第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画（令和 2 年度～令和 5 年度）の策定にあたって、これまでの入所・入院から地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行に加え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備等の 7 つ成果目標を設定し、取組を推進してきました。

本市においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえ、次のとおり取り組みました。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目　標】

令和５年度末における地域生活移行者数が令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上とする国の基本指針に基づいて、本市では地域生活移行者数を５人とします。

また、令和５年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することとする国の基本指針に基づいて、本市では施設入所者の削減数を２人とします。

項　　目	数　値	考え方
令和元年度末の施設入所者数	73 人	
令和 5 年度末の施設入所者数	71 人	
施設入所者数の削減見込	２人 （2.7%）	
令和 2 年度から令和 5 年度末までの 地域生活移行者数	５人 （6.8%）	施設入所からグループホーム等への移行見込

【実　績】

項　　目	数　値	考え方
令和 5 年 3 月末の施設入所者数	69 人	
施設入所者数の削減	４人 （5.5%）	令和５年３月末時点
令和 5 年 3 月末までの地域生活移行者数	２人 （2.7%）	施設入所からグループホーム等への移行者数（令和４年度１名）

評　価

- 施設入所者数は入れ替わりがあるものの、目標を上回る値である 69 人となり、現時点では達成しています。
- 地域移行者数は、施設入所から自宅へ戻った人が令和３年度に１名、令和４年度に１名ありましたが、目標値には至りませんでした。要因として、利用者の高齢化や重度化により死亡や入院による退所が多いことが考えられます。

2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目　標】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、西海市障がい者等自立支援協議会（以下、「自立支援協議会とします。）の障がい者地域移行・地域定着支援部会を協議の場として活用します。

【実　績】

障がい者地域移行・地域定着支援部会を協議の場として位置付け、部会の中で令和４年度に評価調書に沿って検討を行っています。

評　価

● 新型コロナウイルス感染症の影響もあった中、県の指標を基に障がい者地域移行・地域定着支援部会で内容の検討を行いました。

3　地域生活支援拠点等の整備

【目　標】

国の基本指針に基づき、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域課題に応じた地域生活を支援する機能（緊急時の相談・受入れ・体験の機会の場の提供等）を、時津町、長与町を含めた西彼圏域で整備し充実を図ります。

項　　目	数　値	備　　考
地域生活支援拠点の整備数	１か所	
運用状況の検証・検討実施回数	１回	
（参考：国目標値）	（年１回以上）	

【実　績】

西彼圏域での整備に向け協議してきましたが、調整ができなかったため、各市町で整備することとなり、令和５年度に市内外障害福祉サービス事業所に向けて、自立支援協議会相談支援・権利擁護部会にて、地域生活支援拠点等の整備について説明会を実施しました。要綱の整備につきましても、令和５年度中に制定されました。

評　価

● 課題であった要綱の整備や障害福祉サービス事業所向けの説明会が実施できました。今後、障害福祉サービス事業所へ向けて通知を行い、地域生活支援拠点等に登録していただき、西海市の地域課題に応じた地域生活を支援する機能を整備してまいります。

４　福祉施設から一般就労への移行等

【目　標】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度までに一般就労へ移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

項　　目	数　値		考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	基準値	０人	令和元年度一般就労移行者数
	【目標値】	３人	令和５年度一般就労移行者数
（参考：国目標値）	（1.27 倍以上）		一般就労移行増加割合
就労移行支援事業所からの一般就労移行者の増加	基準値	０人	令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者数
	【目標値】	１人	令和５年度末時点の就労移行支援事業利用者数
（参考：国目標値）	（1.3 倍以上）		就労移行支援事業利用者増加割合
就労継続支援Ａ型事業所からの一般就労移行者の増加	基準値	０人	令和元年度末時点の就労継続支援Ａ型利用者数
	【目標値】	１人	令和５年度末時点の就労継続支援Ａ型利用者数
（参考：国目標値）	（1.26 倍以上）		就労継続支援Ａ型利用者増加割合
就労継続支援Ｂ型事業所からの一般就労移行者の増加	基準値	０人	令和元年度末時点の就労継続支援Ｂ型利用者数
	【目標値】	１人	令和５年度末時点の就労継続支援Ｂ型利用者数
（参考：国目標値）	（1.23 倍以上）		就労継続支援Ｂ型利用者増加割合
就労定着支援事業の利用者の増加	【目標値】	１人	
（参考：国目標値）	（７割以上）		就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうちの就労定着支援事業利用者数の割合
就労定着支援事業の定着率の増加	【目標値】	70%	
（参考：国目標値）	（７割以上）		就労定着支援事業者数全体のうち就労定着率８割以上の就労移行事業所数の割合

【実　績】

項　　目	実　　績		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	２人	０人	０人
就労移行支援事業所からの一般就労移行者の増加	１人	０人	０人
就労継続支援Ａ型事業所からの一般就労移行者の増加	１人	０人	０人
就労継続支援Ｂ型事業所からの一般就労移行者の増加	０人	０人	０人
就労定着支援事業の利用者の増加	０人	１人	０人
就労定着支援事業の定着率の増加	０％	０％	０％

（令和３、４年度は年間利用実績、令和５年度は 11 月末までの実績値）

評　価

- 令和３年度実績は、2 人となっており、就労移行支援、就労継続支援Ａ型各１人でした。例年少ない実績となっており、要因として、就労継続支援Ａ型及びＢ型を利用する方は、一般就労を経験した後や一般就労が困難な方が利用している場合が多いためと考えます。
- 令和 5 年 3 月末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行した方 1 人が、就労定着支援を利用中です。
- 就労定着支援事業の定着率については、就労定着支援を利用中の事業所の就労定着率が５割以上７割未満であり、目標値の「就労定着率 8 割以上」を達成していないため、0%となっております。

5　障害児通所支援の提供体制の整備等

【目　標】

児童発達支援センターと、主に重症の心身に障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び、放課後等デイサービス事業所や保育所等訪問支援を利用できる体制の設置・確保について検討します。また、自立支援協議会の子ども発達支援部会を医療的ケア児支援の協議の場として活用します。

項　　目	数　値	備　　考
児童発達支援センターの設置数	１か所	圏域内での整備済み
保育所等訪問支援の体制の構築	実施	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	１か所	
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	実施	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	１人	
ペアレントメンターの人数	１人	
ピアサポート活動への参加人数	１人	

【実　績】

項　　目	実　　績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援センターの設置数	１か所	１か所	１か所
保育所等訪問支援の体制の構築	実施中	実施中	実施中
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	０か所	０か所	０か所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	０人	０人	０人
ペアレントメンターの人数	０人	０人	０人
ピアサポート活動への参加人数	０人	０人	０人

（令和 5 年度は 11 月末までの実績値）

評　価

● 保育所等訪問支援の体制の構築、医療的ケア児支援の協議の場の設置以外は、実績がありませんでした。なお、医療的ケア児支援の協議については、県の研修会への参加や、西彼保健所を中心とした、圏域（西海市、時津町、長与町）で協議を行い関係機関との連携を深めました。

6　相談支援体制の充実強化等

【目　標】

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの設置について検討します。

また、地域で安心して暮らしていくために、相談支援体制の充実・強化をさらに推進していきます。

項　　目	数　値	備　　考
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	
相談支援事業者に対する指導・助言件数	２件	
人材育成の支援件数	２件	
連携強化の取組の実施回数	２回	

【実　績】

項　　目	実　　績		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する指導・助言件数	随時	随時	随時
人材育成の支援件数	２件	３件	３件
連携強化の取組の実施回数	０回	０回	０回

（令和５年度は11月末までの実績値）

評　価

● 基幹相談支援センターの設置について、具体的な検討に取り組むことができませんでした。

● 総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者に対する指導・助言については、随時対応しています。

● 連携強化の取組については、新型コロナの影響もあり、取り組むことができませんでしたが、人材育成の支援については、西海市も参画する西九州させぼ広域都市圏で開催される研修会への参加を促し、事業所職員の知識と理解を深める機会を提供しました。

7　障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目　標】

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行い、障害福祉サービスの質を向上させます。

項　　目	数　値	備　　考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	２人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	随時	

【実　績】

項　　目	実　　績		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	５人	５人	５人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	実施	実施
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	随時	随時	随時

（令和５年度は11月末までの実績値）

評　価

- 新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、ＷＥＢ会議による開催となりましたが、担当する研修会へは参加しました。
- 事業所との共有については、随時取り組んでいます。

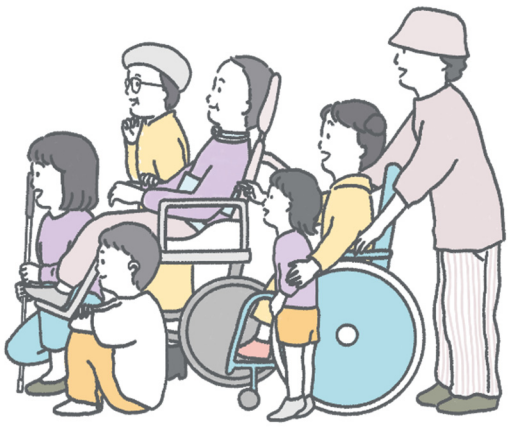

第３章　第７期障がい福祉計画

第３章　第７期障がい福祉計画

第１節　障がい福祉計画について

本計画は、本市の障がい者が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第７期障がい福祉計画では、第６期（令和３年度から令和５年度）にかかる各年度のサービス見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和６年度から令和８年度までの計画を定めます。

なお、市町村が第７期障がい福祉計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の内容は以下のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

③ 福祉施設から一般就労への移行等

・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④ 地域における相談支援体制の充実・強化

・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑤ 障害者等に対する虐待の防止

・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑥　地域共生社会の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑦　障害福祉サービスの質の確保

・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑧　障害福祉人材の確保・定着

・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設

・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑨　よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進

・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑩　障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑪　障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重

・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑫　その他：地方分権提案に対する対応

・計画期間の柔軟化

・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和 8 年度末の目標）

①　施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数：令和４年度末施設入所者数の６％以上

・施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減

②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上（県で設定）

③　地域生活支援の充実

・地域生活支援拠点等の設置か所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込

・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④　福祉施設から一般就労への移行等

・一般就労への移行者数：令和３年度実績の 1.28 倍以上

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上【新規】

・就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の 1.41 倍以上

・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上

⑤　相談支援体制の充実・強化等

・各市町村において、基幹相談支援センターを設置、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(複数市町村による共同設置も可)

・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑥　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

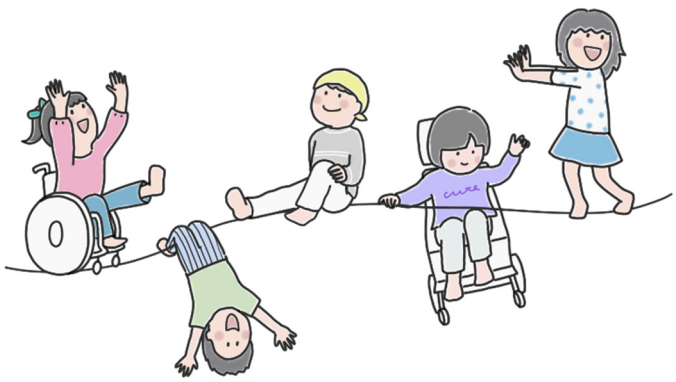

第２節　第７期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

１　施設入所者の地域生活への移行

本市では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

図表　施設入所者の地域生活への移行

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和４年度末の 施設入所者数　（A）	69 人	・令和４年度末時点の施設入所者数
令和８年度末の 施設入所者数（B）	65 人	・令和８年度末時点の施設入所見込人員 （令和４年度末の５%以上削減）
【目標値】 地域生活移行者数 地域移行率	５人 （7.2%）	・令和４年度末施設入所者数の６%以上 （５人以上）を地域生活へ移行

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表　保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	１か所	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和８年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 開催回数	12 回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	毎回 6～7 人程度	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年１回	

（2）精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援等、障がい福祉サービスの利用を見込みます。

図表　精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

項　　目	成果目標	国の指針による考え方
【目標値】 精神障がい者の 地域移行支援利用者数	２人	・現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定
【目標値】 精神障がい者の 地域定着支援利用者数	１人	
【目標値】 精神障がい者の 共同生活援助利用者数	５人	
【目標値】 精神障がい者の 自立生活援助利用者数	０人	

3　地域生活支援拠点等の整備

本市では、地域において機能を分担する「面的整備」として整備を進めております。

今後は、機能の充実のために運用状況の検証を行いながら、引き続き自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、地域の状況を把握したうえで、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

図表　地域生活支援拠点等の整備

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	面的整備	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【目標値】 コーディネーター配置	１人以上	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年１回以上	

4　強度行動障がい者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内に市単独での整備を目指します。

図表　強度行動障がい者への支援体制整備

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 強度行動障がい者への 支援体制整備	令和８年度	・令和８年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

5　福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方への不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、法定雇用率をはじめ、障がい者の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、令和６年度より新たに提供される就労選択支援、サービス提供事業所等とともに、本市の現況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を進めます。

（1）福祉施設から一般就労への移行者数

図表　福祉施設から一般就労への移行者数

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和３年度の 一般就労移行者数	２人	・令和３年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和８年度末の 一般就労移行者数	３人	・令和８年度末までに令和３年度実績の 1.28 倍以上

（2）雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

図表　雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が 連携した支援体制の構築	就労支援部会の 開催	・自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めること

（３）就労移行支援事業における一般就労への移行者数

図表　就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和３年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	１人	・令和３年度末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【目標値】 令和８年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	２人	・令和８年度末までに令和３年度一般就労への移行実績の 1.31 倍以上

（４）就労継続支援事業における一般就労への移行者数

図表　就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和８年度末の 就労継続支援事業の 一般就労への移行者数	A 型事業 １人 B 型事業 ０人	・就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援 A 型事業については、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上

（５）就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表　就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和３年度末の 就労定着支援事業 利用者数	０人	・令和３年度実績の 1.41 倍以上
【目標値】 令和８年度末の 就労定着支援事業 利用者数	２人	
【目標値】 令和８年度末の 就労定着率５割以上の 事業所数	１事業所	・令和 8 年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること
【目標値】 令和８年度末の 就労定着率７割以上の 事業所数	１事業所	・令和 8 年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上とすること

6　相談支援体制の充実・強化等

本市において、相談体支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

（1）基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

図表　基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	令和８年度	・令和８年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【目標値】 専門的な指導・助言件数	年２件	
【目標値】 人材育成の支援件数	年２件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年２回	

（2）自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

図表　自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 個別事例の検討件数	年１件	・自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

7　障がい福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本市の障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障がい福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

（１）障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

図表　障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数	年２人	・令和８年度末までに、基本指針に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

（２）障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

図表　障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	・令和８年度末までに、基本指針に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	随時	

第３節　障がい福祉サービスの見込量及び確保の方策

本市は、令和８年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障がい福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の６つに分けることができます。

図表　障がい福祉サービスの体系

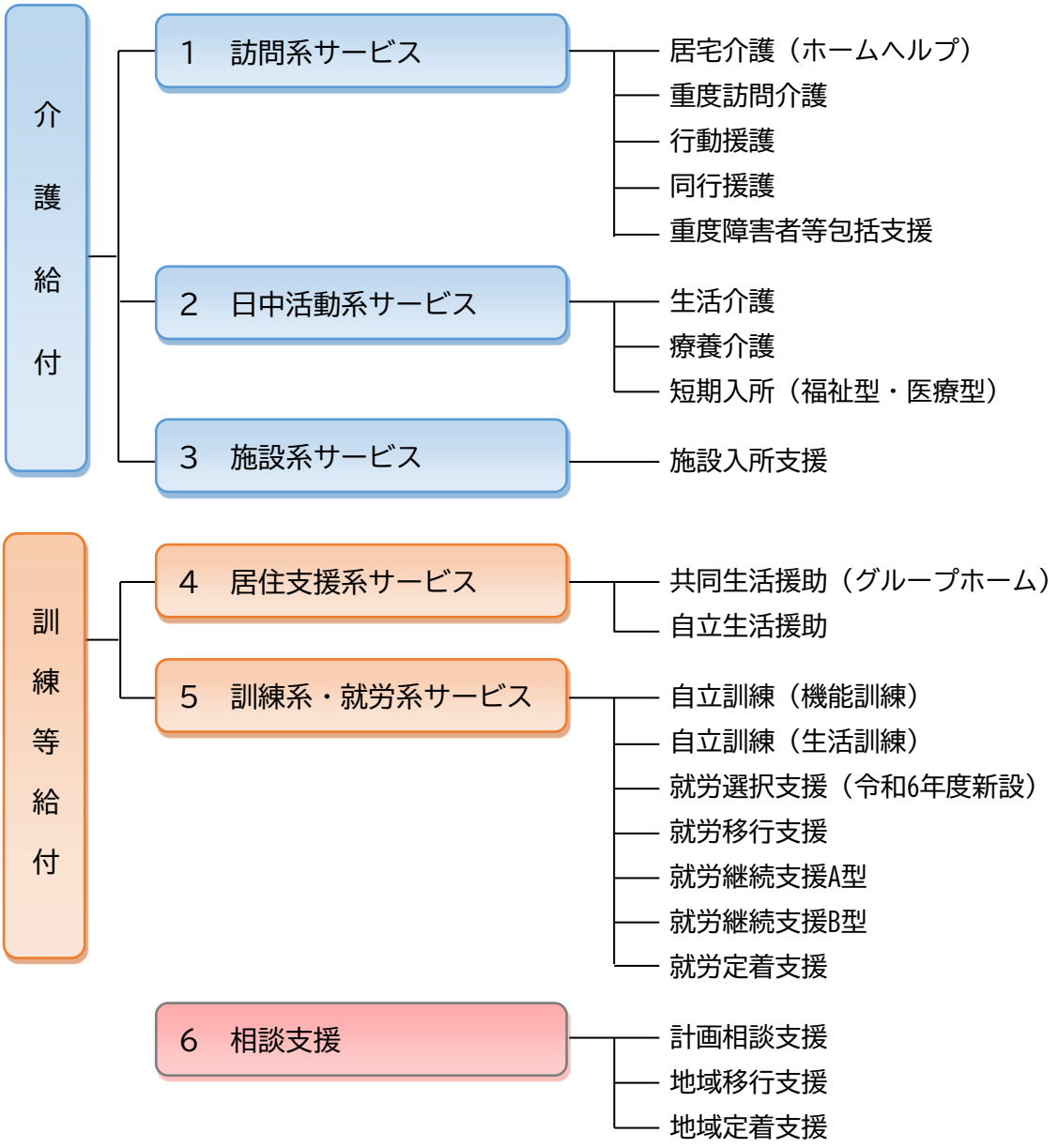

1　訪問系サービス

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
居　宅　介　護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同　行　援　護	重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がいのある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行　動　援　護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

［ 第６期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内２事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用者数及び利用時間は見込量を下回っています。要因としては、居宅介護及び重度訪問介護利用者の入院や死亡等により、サービス利用時間の減少によるものと考えられます。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用人数（実人/月）	32	32	33	32	34	34
	利用時間数（延時間/月）	1,312	1,294	1,353	874	1,394	895

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
居　宅　介　護	利用人数（実人/月）	25	26	27
	利用時間数（延時間/月）	180	188	194
重度訪問介護	利用人数（実人/月）	2	2	2
	利用時間数（延時間/月）	678	678	678
同　行　援　護	利用人数（実人/月）	5	5	5
	利用時間数（延時間/月）	46	46	46
行　動　援　護	利用人数（実人/月）	1	1	1
	利用時間数（延時間/月）	13	13	13
重度障害者等包括支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用時間数（延時間/月）	0	0	0

[見込量の設定]

○ 第７期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込量を設定します。

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「時間分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

○ 重度障害者等包括支援については、第６期の利用実績がないことから、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

○ 利用者数、利用時間共に減少しており、計画期間における見込量は、現状では確保が可能と考えられますが、利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズが増えることも考えられることから、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込量を確保します。

○ 利用にあたっては、利用者及び家族とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが想定されることから、既存サービス提供事業所でのヘルパー人員の確保やサービスの質の向上に努めます。

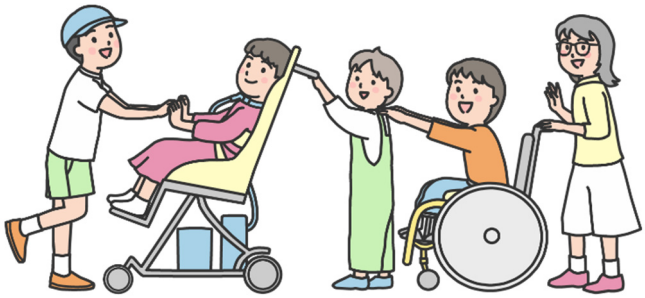

2　日中活動系サービス

（1）生活介護

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
生　活　介　護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

［ 第６期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内５事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用人数及び利用日数は見込量を上回っています。
また、令和４年度実績は令和３年度よりも利用人数が減少したものの、利用日数は増加しています。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生　活　介　護	利用人数（実人/月）	120	124	120	122	120	123
	利用日数（延人日/月）	2,279	2,306	2,279	2,421	2,279	2,330

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
生　活　介　護	利用人数（実人/月）	123	123	123
	利用日数（延人日/月）	2,364	2,364	2,364
重度障がい者	利用人数（実人/月）	23	23	23
	利用日数（延人日/月）	442	442	442
重度障がい者以外	利用人数（実人/月）	100	100	100
	利用日数（延人日/月）	1,922	1,922	1,922

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえ、内訳として重度障がい者、重度障がい者以外の人数をそれぞれ見込んでいます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、県及びサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるようサービス充実及び基盤の確保に努めます。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（2）療養介護

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
療　養　介　護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内に事業所はなく、市外事業所によりサービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用人数は、概ね見込量に近い実績となっています。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
療　養　介　護	利用人数（実人/月）	10	9	10	10	10	11

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
療　養　介　護	利用人数（実人/月）	11	11	11

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」見込については、令和３・４年度の年間利用実績及び国の基本指針を踏まえ、計画期間の人数を各年11人としました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 障がい者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込量の確保に努めます。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（3）短期入所

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
短　期　入　所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

［ 第６期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内３事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用状況をみると、福祉型の利用人数及び利用日数は、見込量を下回っており、医療型の利用実績はありません。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
短　期　入　所（福祉型）	利用人数（実人/月）	6	2	6	2	6	3
	利用日数（延人日/月）	24	13	24	10	24	17
短　期　入　所（医療型）	利用人数（実人/月）	2	0	2	1	2	2
	利用日数（延人日/月）	8	0	8	2	8	7

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
短　期　入　所（福祉型+医療型）	利用人数（実人/月）	8	8	8
	利用日数（延人日/月）	32	32	32
重度障がい者	利用人数（実人/月）	3	3	3
	利用日数（延人日/月）	12	12	12
重度障がい者以外	利用人数（実人/月）	5	5	5
	利用日数（延人日/月）	20	20	20
短　期　入　所（福祉型）	利用人数（実人/月）	6	6	6
	利用日数（延人日/月）	24	24	24
重度障がい者	利用人数（実人/月）	1	1	1
	利用日数（延人日/月）	4	4	4
重度障がい者以外	利用人数（実人/月）	5	5	5
	利用日数（延人日/月）	20	20	20
短　期　入　所（医療型）	利用人数（実人/月）	2	2	2
	利用日数（延人日/月）	8	8	8
重度障がい者	利用人数（実人/月）	2	2	2
	利用日数（延人日/月）	8	8	8
重度障がい者以外	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

[見込量の設定]

○ 福祉型・医療型ともに、令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３・４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえ、内訳として重度障害者、重度障害者以外の人数をそれぞれ見込んでいます。

[見込量確保の方策]

○ 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有しており、今後も必要と思われる量の確保に努め、サービス基盤の整備の促進を図ります。

3　施設系サービスの見込量

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内３事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・4年度の利用状況は令和４年に 72 人に減少し、施設入所者の入れ替わりがあり、見込量と同数となっています。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
施設入所支援	利用人数（実人/月）	73	75	72	72	71	69

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
施設入所支援	利用人数（実人/月）	70	69	68

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度の「人分/月」見込については、国の基本指針を踏まえ、令和４年度末時点の施設入所者（72 人）より 5%以上（4 人）が地域生活への移行を見込み、令和８年の利用者数を 68 人とします。

［ 見込量確保の方策 ］

○ グループホームでの対応が困難な方や、介護保険施設での対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。

○ 施設入所支援については、入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、介護保険施設の利用、地域への移行を支援します。

4　居住支援系サービスの見込量

（1）共同生活援助

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内７事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用人数は、概ね見込に近い実績となっています。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
共同生活援助	人分/月	97	100	97	96	97	98

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
共同生活援助	利用人数（実人/月）	99	99	99
重度障がい者	利用人数（実人/月）	5	5	5
重度障がい者以外	利用人数（実人/月）	94	94	94

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえ、内訳として重度障がい者、重度障がい者以外の人数をそれぞれ見込んでいます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取組であり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、引き続き総合的に取り組む必要があります。

○ 共同生活援助については、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、引き続き必要性が高まることも予想されるため、計画的な整備に努めるほか、地域生活支援拠点等の機能強化に向けて、相談支援や緊急時の対応等、今後の居住支援策について事業所間で連携して取り組みます。

（2）自立生活援助

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

［ 第６期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内に事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用実績はありませんでした。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	利用人数（実人/月）	0	0	0	0	0	0

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
自立生活援助	利用人数（実人/月）	0	0	0

［ 見込量の設定 ］

○ 第６期において利用実績はなく、第７期計画期間においても利用はないものと見込みます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在、障害者支援施設やグループホーム等を利用している方、宿泊型自立訓練を利用している方より、利用ニーズを把握し、利用希望者があった際には、円滑なサービス利用につながるよう相談対応に努ます。

○ 市内にサービス提供基盤がないため、市外のサービス提供事業所とも連携を図りながら、提供基盤を確保します。

5　訓練系・就労系サービスの見込量

（1）自立訓練（機能訓練）

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
自　立　訓　練 （機能訓練）	身体障がいを有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内に事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用実績はありませんでした。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自　立　訓　練 （機能訓練）	利用人数（実人/月）	1	0	1	0	1	0
	利用日数（延人日/月）	4	0	4	0	4	0

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
自　立　訓　練 （機能訓練）	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

［ 見込量の設定 ］

○ 第６期において利用実績はなく、第７期計画期間においても利用はないものと見込みます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 市内にサービス提供基盤がないため、市外のサービス提供事業所とも連携を図りながら、提供基盤を確保します。

（2）自立訓練（生活訓練）

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
自　立　訓　練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいを有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

［ 第６期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内１事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用者数及び利用日数は見込量を下回っています。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自　立　訓　練 （生活訓練）	利用人数（実人/月）	9	6	9	5	9	4
	利用日数（延人日/月）	181	111	181	87	181	54

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
自　立　訓　練 （生活訓練）	利用人数（実人/月）	9	9	9
	利用日数（延人日/月）	181	181	181

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 地域での生活を維持するために必要不可欠なサービスであるため、引き続き市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（３）就労選択支援

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
就労選択支援	就労を希望する障がい者が、就労支援サービスを利用し始める段階で就労アセスメントの機会を設けることにより、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

［ 第７期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
就労選択支援	利用人数（人分/月）		1	1

［ 見込量の設定 ］

○ 令和７年度 10 月からの施行の新たなサービスとなるため、令和６年度の「人分/月」は見込みませんが、令和７年度以降は、就労系サービスの利用や一般就労へ移行する際の利用（各年度１人）を見込みます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤を確保します。

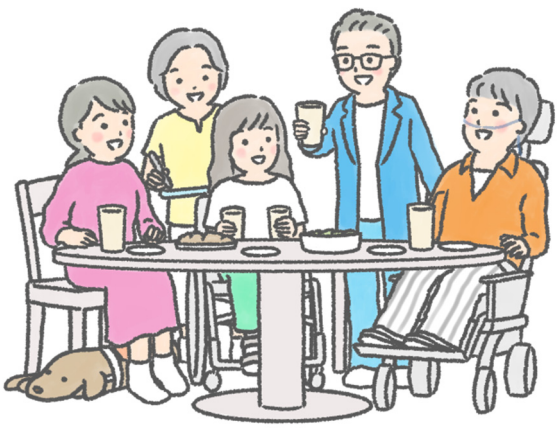

（4）就労移行支援

[サービス概要]

事　業　名	内　　容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況]

○ 令和5年度現在、市内に事業所はなく、市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和3年・4年度の利用者数、利用日数ともに見込量を下回っています。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
就労移行支援	利用人数（実人/月）	3	1	3	2	3	2
	利用日数（延人日/月）	60	7	60	23	60	25

※令和3、4年度は年間利用実績平均、令和5年度は年間利用実績見込

[第7期のサービス見込量の設定]

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
就労移行支援	利用人数（実人/月）	3	3	3
	利用日数（延人日/月）	60	60	60

[見込量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和3年度実績（1人）の1.31倍以上とする国の基本指針を踏まえて算出しました。

[見込量確保の方策]

○ 引き続き、市外サービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。

○ 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（５）就労継続支援（A 型）

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
就労継続支援（A 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A 型は事業者との雇用契約があるサービスです。

［ 第 6 期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内１事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用者数、利用日数ともに見込量を下回っています。
また、令和４年度の利用日数は令和３年度よりも増加しています。

サービス種別	単　位	令和 3 年度（2021）		令和 4 年度（2022）		令和 5 年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
就労継続支援（A 型）	利用人数（実人/月）	25	16	25	16	25	17
	利用日数（延人日/月）	500	316	500	323	500	350

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第 7 期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和 6 年度（2024）	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）
就労継続支援（A 型）	利用人数（実人/月）	21	21	21
	利用日数（延人日/月）	415	415	415

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３年度実績（16 人）の 1.29 倍以上とする国の基本指針を踏まえて算出しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 引き続き、市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。

○ 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える就労機会の確保に努めます。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（6）就労継続支援（B 型）

[サービス概要]

事　業　名	内　　容
就労継続支援（B 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B 型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第 6 期のサービスの利用状況]

○ 令和 5 年度現在、市内 5 事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和 3 年・4 年度の利用者数、利用日数ともに見込量を上回っています。
また、令和 4 年度実績は令和 3 年度よりも利用人数が減少したものの、利用日数は増加しています。

サービス種別	単　位	令和 3 年度（2021）		令和 4 年度（2022）		令和 5 年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
就労継続支援（B 型）	利用人数（実人/月）	151	159	151	158	151	164
	利用日数（延人日/月）	2,927	3,070	2,927	3,163	2,927	3,359

※令和 3、4 年度は年間利用実績平均、令和 5 年度は年間利用実績見込

[第 7 期のサービス見込量の設定]

サービス種別	単　位	令和 6 年度（2024）	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）
就労継続支援（B 型）	利用人数（実人/月）	204	204	204
	利用日数（延人日/月）	3,939	3,939	3,939

[見込量の設定]

○ 令和 6 年度から令和 8 年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和 3･4 年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

[見込量確保の方策]

○ 引き続き、市内外のサービス提供事業所及び関係機関と連携し、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤を確保します。

○ 新たに創設される就労選択支援との連携を図り、利用者の希望を叶える働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図ります。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（7）就労定着支援

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内には事業所はなく市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和４年度に１人利用があります。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
就労定着支援	利用人数（実人/月）	0	0	0	1	0	1

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
就労定着支援	利用人数（実人/月）	2	2	2

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３年度実績（0人）の1.41倍以上とする国の基本指針を踏まえて算出しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。

6　相談支援の見込量

（1）計画相談支援

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

［ 第6期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内４事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用者数は、概ね見込量に近い実績となっています。

サービス種別	単　位	令和3年度（2021）		令和4年度（2022）		令和5年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	利用人数（実人/月）	32	32	32	31	32	32
地域移行支援	利用人数（実人/月）	1	1	1	1	1	2
地域定着支援	利用人数（実人/月）	1	1	1	0	1	0

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第7期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
計画相談支援	利用人数（実人/月）	32	32	32
地域移行支援	利用人数（実人/月）	2	2	2
地域定着支援	利用人数（実人/月）	1	1	1

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」見込については、支給決定を受けた障がい者、またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援を受けられる人数を見込みます。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 関係機関や自立支援協議会と連携し、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。

○ 適切な障がい福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業所の確保や地域生活支援者の把握に努めます。

○ サービスを必要とする方のニーズに対応するためにも、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り相談支援の充実強化を推進します。

第４節　地域生活支援事業サービスの見込量

１　地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表　主な地域生活支援事業

種別	事　業　名	内　　容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。 ○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事　業　名	内　　容
任意事業	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	障がい者の自動車運転免許取得費や自動車改造費に係る費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図る事業です。

2　地域生活支援事業の見込量の設定と確保方策

第７期計画期間における地域生活支援事業の見込量は、次のとおりです。

図表　第７期計画の地域生活支援事業の見込量一覧

項　　目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①　理解促進・研修啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
②　自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
③　相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所数	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有
④　成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	2	3
⑤　成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
⑥　意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用数	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
⑦　日常生活用具給付事業				
日常生活用具給付事業（計）	延べ件数	734	744	754
介護訓練支援用具	延べ件数	5	5	5
自立生活支援用具	延べ件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	延べ件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	15	15	15
排泄管理支援用具	延べ件数	700	710	720
住宅改修費	延べ件数	1	1	1
⑧　手話奉仕員養成研修事業	修了者数	12	12	12
⑨　移動支援事業				
移動支援事業	延べ件数	90	90	90
	延べ利用時間	270	270	270
⑩　地域活動支援センター				
地域活動支援センター	か所	1	1	1
	延べ利用数	1,500	1,500	1,500

項　　目		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
⑪　日中一時支援事業					
	日中一時支援事業	人	160	160	160
		回数	1,600	1,600	1,600
⑫　自動車運転免許取得費・改造費助成事業					
	自動車運転免許取得費助成事業	延件数	1	1	1
	自動車改造費助成事業	延件数	2	2	2

3　実施に関する考え方・見込量確保のための方策等

①　理解促進・研修啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障がい者等に対する理解を深めるため、住民に対する研修会等を開催します。

②　自発的活動支援事業（必須事業）

障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動として、防災対策や地域による見守りなど、地域で生活する障がい者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、支援できる団体に対し補助金交付を通じた支援の体制を構築します。

③　相談支援事業（必須事業）

障害者相談支援事業については、西海市内の 3 事業所（光明園、さいかい、陽だまり）及び長崎市の和みの里の計 4 事業所に委託事業として実施していますが、基幹相談支援センターの設置及び実施することができていないため、早期の設置に努め、相談支援機能の強化、充実を図ります。

相談支援は、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、どこでも同じように相談支援が行えるよう、困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と自立支援協議会との連携による重層的な支援体制の整備に努めます。

④　成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。併せて、関係機関との連携強化を図り、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

⑤　成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

また、相談支援事業者やサービス提供事業所をはじめ、今後新たに設置が見込まれる中核機関、地域連携ネットワークと連携し、成年後見制度の利用が必要と見込まれる障がい者の情報を共有するとともに、当事者を含むチームとして制度を必要とする方に対して迅速な対応を図ります。

⑥　意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、委託している長崎県ろうあ協会と連携して対応します。近年の利用は特定の利用者のみとなっているため、引き続き制度の周知に努め、意思疎通支援の利用促進を図ります。

⑦　日常生活用具給付事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧　手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

手話奉仕員養成研修事業は、長崎県ろうあ協会に委託し、開催方法を工夫しながら養成講座の開催に努めます。

⑨　移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障がい者等の社会参加を促進します。

⑩　地域活動支援センター（必須事業）

障がい者等の日中の居場所づくりを促進し、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障がい特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑪　日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。現在は市内４事業所（互隣の家、デイの家なごみ家、百合の里、サニー）に委託して実施しており、今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につがるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑫　自動車運転免許取得費・改造費助成事業（任意事業）

障がい者の外出や社会参加の拡大につながるよう支援を継続して行います。

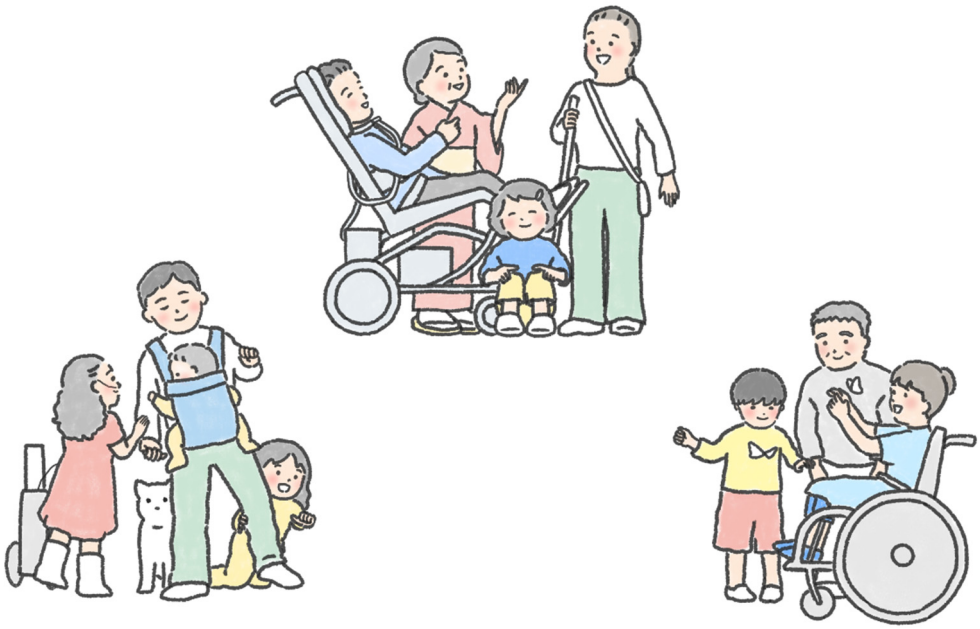

第４章　第３期障がい児福祉計画

第４章　第３期障がい児福祉計画

第１節　障がい児福祉計画について

市町村障がい児福祉計画では、障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量、また見込量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障がい児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

◎ 基本方針の見直し（主な事項）

①　障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
・地域におけるインクルージョンの推進
・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

②　発達障がい者等支援の一層の充実

・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
・地域におけるインクルージョンの推進
・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

◎ 成果目標（令和８年度末の目標）

①　障がい児支援の提供体制の整備等

・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に１か所以上
・各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
・各市町村において医療的ケア児等支援の協議の場の設置(圏域での設置も可)
・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも１か所以上確保

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要をもとに作成

第２節　第３期計画における成果目標の設定

１　障がい児支援の提供体制の充実

本市では、国の基本指針に基づき、次のとおり障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

（１）児童発達支援センターの設置

令和８年度末までに、本市または圏域内に児童発達支援センター１か所を設置することとなっており、平成 24 年度から設置しています。

図表　児童発達支援センターの設置

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	平成 24 年度 整備済み （圏域内）	・令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

（２）障がい児インクルージョン推進体制

令和８年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっており、本市では１事業所で実施しています。

図表　障がい児インクルージョン推進体制

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 26 年度 整備済み	・令和８年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

（３）重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、市内事業所へ働きかけ、医療との連携を図りながら、事業所の確保及び事業継続を支援します。

図表　重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項　　目	成果目標	国の基本指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	１か所	・令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

（４）医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和８年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなっており、本市では既に平成 30 年度から設置しています。

引き続き、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表　医療的ケア児に対する協議の場の設置

項　　目	成果目標	備　　考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和８年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和８年度末までに、３人配置します。

図表　（参考）医療的ケア児を支援する体制構築

項　　目	成果目標	備　　考
医療的ケア児を支援する体制構築	年１人	・令和８年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること

第３節　障がい児福祉サービスの見込量及び確保の方策

第３期計画期間(令和６年度から令和８年度)のサービス見込量の算定にあたっては、第２期障がい児福祉計画期間（令和３年度から令和５年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

１　障がい児通所支援の見込量

（１）放課後等デイサービス

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
放課後等デイサービス	就学している障がいを持つ子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、機会を提供します。

［ 第２期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内４事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年･4 年度の利用状況は､対象となる障がいのある子どもの増加に伴い、利用人数及び利用日数は見込量を上回っています。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
放課後等デイサービス	利用人数（実人/月）	92	114	93	111	94	104
	利用日数（延人日/月）	543	692	549	647	555	579

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第３期のサービス見込量の設定 ］

項　　目	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
放課後等デイサービス	利用人数（実人/月）	106	106	106
	利用日数（延人日/月）	581	581	581

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」､「人日分/月」の見込については、令和３･4 年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 学校教育と併せて障がいのある子どもの自立を促進するとともに、サービス提供事業所と連携を図り、放課後の居場所づくりを確保できるよう、必要となるサービス基盤を整備、確保します。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（2）児童発達支援

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
児童発達支援	障がいを持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障がいを持つ子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいを持つ子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

［ 第２期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内２事業所及び市外事業所により、サービスが提供されています。

○ 児童発達支援の令和３年・４年度の利用人数は見込量を上回り、特に令和４年度の利用者、利用日数は見込量を大きくに上回っています。

○ 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用実績はありません。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	利用人数（実人/月）	49	53	50	73	51	82
	利用日数（延人日/月）	161	159	165	202	168	265
医療型発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0	0	0	0

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第３期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
児童発達支援	利用人数（実人/月）	89	89	89
	利用日数（延人日/月）	294	294	294
医療型発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数（実人/月）	0	0	0
	利用日数（延人日/月）	0	0	0

［ 見込量の設定 ］

（児童発達支援）

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

（医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援）

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」見込については、第２期の利用実績がなく、計画期間においても利用がないものと見込みます。

[見込量確保の方策]

○ 児童発達支援については、発達障がいのある子ども、発達の遅れが気になる子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援できるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

○ 医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、県や圏域内の動向をみながら、関係機関との連絡調整、市内及び近隣自治体との広域的な調整等により、適正な運用が図られるようサービス提供体制の確保に努めます。

○ サービス提供事業所への移動手段等については、地域課題として、引き続き自立支援協議会等において対策を検討していきます。

（3）保育所等訪問支援

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいを持つ子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

［ 第２期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内１事業所により、サービスが提供されています。

○ 令和３年・４年度の利用者数、利用日数ともに見込量を下回っています。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
保育所等訪問支援	利用人数（実人/月）	25	7	26	7	27	8
	利用日数（延人日/月）	25	7	26	7	27	8

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第３期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
保育所等訪問支援	利用人数（実人/月）	8	8	8
	利用日数（延人日/月）	8	8	8

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」、「人日分/月」の見込については、令和３･４年度の年間利用実績の平均に、国の基本指針を踏まえて算出しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 子育ての支援は障がいの有無に関わらず、国・県・市の重要課題です。特に障がいを持つ子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要です。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。

2　障がい児相談支援の見込量

［ サービス概要 ］

事　業　名	内　　容
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

［ 第２期のサービスの利用状況 ］

○ 令和５年度現在、市内１事業所においてサービスが提供されています。

○ 利用者数は増加しており、令和４年度において見込量を上回る推移となっています。

サービス種別	単　位	令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年（2023）	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
障害児相談支援	利用人数（実人/月）	13	12	13	20	13	20

※令和３、４年度は年間利用実績平均、令和５年度は年間利用実績見込

［ 第３期のサービス見込量の設定 ］

サービス種別	単　位	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
障害児相談支援	利用人数（実人/月）	20	20	20

［ 見込量の設定 ］

○ 令和６年度から令和８年度までの「人分/月」見込については、年齢による入替えがあるものの、急激な増減はないものとして、第２期の利用状況を踏まえて設定しました。

［ 見込量確保の方策 ］

○ 計画相談支援については、現在のサービス対象者数が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第５章　計画の推進

第５章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

１　円滑なサービス提供体制の確立

（１）市民や関係団体等と行政との連携

これまで、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援など、相談支援事業所はもとより、障がい者団体など関係機関と連携し、障がい者の支援へつなげてきました。しかし、相談に来られない場合や虐待など、把握が困難で支援が必要なケースも考えられ、引き続き、きめ細かなサービス提供や情報提供につなげていく必要があります。

（２）地域との連携による共生社会の実現

障がいのある人の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図るとともに、広報・啓発活動や福祉・人権教育の充実によって、ノーマライゼーションの理念を周知し、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支えあう共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

また、地域での困りごとの把握や災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人への支援体制を充実していくために、社会福祉協議会、消防署、警察、民生委員、自治会等との連携をさらに深めます。

（３）西海市障がい者等自立支援協議会

自立支援協議会では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や、今後の西海市を見据える中で取組が求められることなどについて必要な情報の提供や共有を行っています。主に、相談支援事業所や、地域関係機関によるネットワークの構築、障がいのある人等に関する施策の推進等について検討しています。特に、相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待されています。

今後も、自立支援協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障がい福祉サービスの利用援助や相互援助、権利擁護のための必要な援助等を提供する体制の充実を図るために、官民協働で障がいのある人の地域生活を支える切れ目のない支援ネットワークを構築できるよう、幅広い分野からの参加を確保し、自立支援協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

また、専門部会での意見がその上段になる自立支援協議会へ汲み取るシステムを構築し、「部会の意見→自立支援協議会の意見→障害者政策委員会への報告→障がい者基本計画・障がい福祉計画への反映」という役割を明確にし、計画の円滑な推進につながるよう取り組みます。

2　切れ目のない支援体制の構築

（1）障がい者・介助者の高齢化に伴う重層的支援体制の整備

今後の高齢化の進展につれ、障がい者も高齢化が進んでおり、世帯において様々な課題が複合化、複雑化することも考えられます。障がい福祉施策においても市全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的、重層的な支援体制の構築に取り組み、切れ目ない支援の実現を目指します。

また、高齢期を迎えた障がい者は、介護保険が適用となることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの切替えが必要となります。

そのため、家族の状況等を踏まえながら、重層的支援体制のもと、障がい福祉施策及び障がい福祉サービスと高齢者福祉や介護保険との制度の整合、サービスの連続性の確保に向けた支援体制について検討するほか、相談支援事業所とともに、相談員の対応力の向上等、各窓口における相談支援の充実を図ります。

（2）サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

本市は、長崎市近郊のため、圏域内には長崎市内の事業所を利用されている方が多くいます。また、西海市北部では佐世保市内の事業所を利用されている方もいます。今後は利用者の方のニーズに合わせ、住み慣れた身近な圏域内でサービスを利用できる環境の整備が求められており、特に、グループホーム、短期入所事業所、重症心身障がい児及び医療的ケア児が利用可能な通所事業所が不足しています。

そのため、サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要となるサービスの需要を把握するとともに、多様なニーズに応える供給体制の確保に努めます。

なお、今後の人口推移、障がい者数等、障がいのある人を取り巻くの環境を踏まえ、サービス提供事業所における ICT（情報通信技術）の導入等により、事務負担の軽減に努めるほか、人材の確保、育成支援等、持続可能な運営に向けた取組について検討を進めます。

第２節　計画の進行管理

１　点検及び評価体制

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のＰＤＣＡサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。

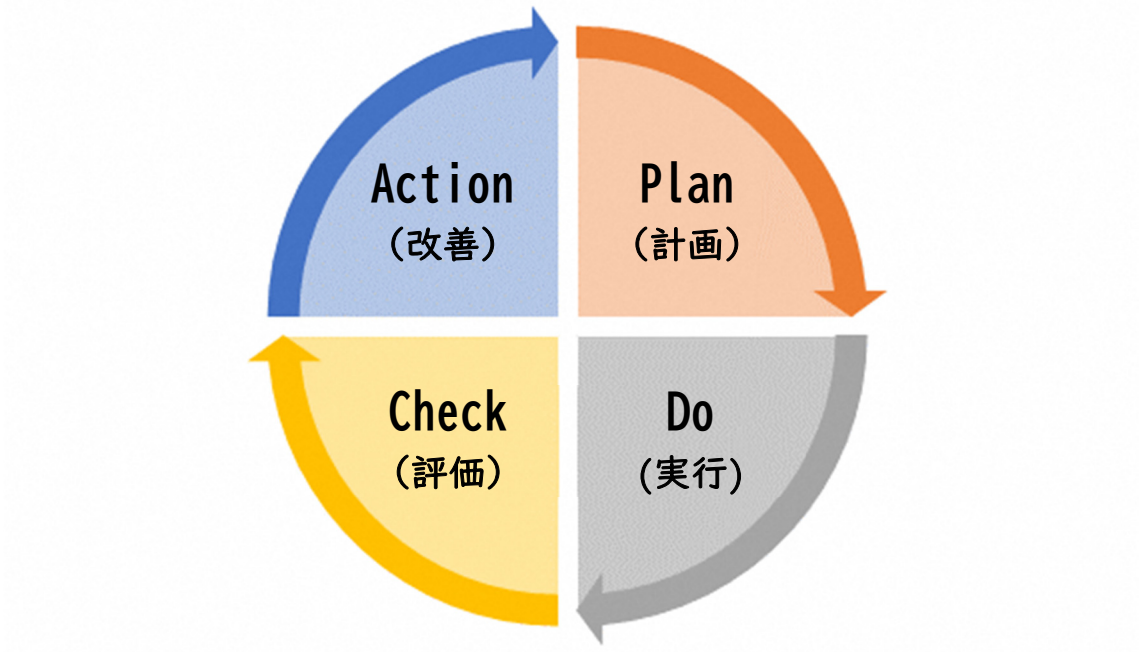

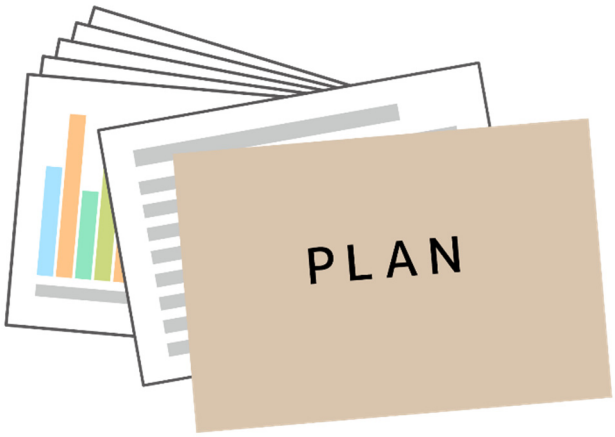
PLAN

資　料　編

資　料　編

資料１　策定経過

（策定期間：令和４年 12 月～令和６年３月）

開　催　日　時	内　　容	主　な　協　議　内　容
令和４年 12 月 16 日～ 令和５年１月６日	障がい者福祉に関するアンケート調査の実施	
令和５年７月６日	第１回政策委員会	・委嘱状交付 ・諮問 ・(国指標) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について ・アンケート調査及び結果について
令和５年９月７日	第２回政策委員会	・障がい者基本計画骨子概要 ・障がい者基本計画施策評価 ・西海市の地域性を反映した計画づくりに向けて ・障がい者等自立支援協議会各専門部会の実施状況について
令和５年 11 月 16 日	第３回政策委員会	・障がい者基本計画（素案）について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
令和６年１月 11 日	第４回政策委員会	・障がい者基本計画（素案）について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について ・長崎県計画との整合性について
令和６年２月７日～ 令和６年２月 22 日	パブリックコメントの実施	
令和６年２月 13 日～ 令和６年３月 11 日	計画最終稿の確認	・障がい者基本計画（最終稿）について ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（最終稿）について ・答申（案）について
令和６年３月 12 日	答申書の提出	

資料２　策定協議組織

西海市障害者政策委員会設置条例

平成 28 年 12 月 22 日
西海市条例第 34 号

（設置）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第４項に基づく合議制の機関を組織し、及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 17 条第１項に基づく障害者差別解消支援地域協議会を組織するため、西海市障害者政策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

（１）　障害者基本法第 36 条第４項各号に掲げる事務

（２）　障害者差別解消法第 18 条第１項及び第２項に関する事務

（組織）

第３条　委員会は、委員 12 名以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

（１）　保健、医療関係者

（２）　福祉関係者

（３）　障害者の福祉、医療、保健又は教育に関し学識経験を有する者

（４）　指定サービス事業者等

（５）　障害者団体

（６）　関係機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員（次項の委員を除く。）の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　障害者差別解消法第 17 条第２項各号に掲げる者が委員に任命された場合の任期は、市長が別に定める。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長の選任は、委員の互選とする。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会の会議は委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第７条　前条により会議に出席した委員には、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年西海市条例第 39 号)の規定により報酬及び費用弁償を支給する。

（意見の聴取）

第８条　委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

２　前項の規定により会議に出席した者には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 40 号）の規定により、費用弁償を支給する。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

西海市障害者政策委員会委員名簿

（敬称略）

No	所属機関等（施設名）	委員名	所属肩書等	備考
1	西彼杵医師会	田中　公朗	県医代議員	
2	長崎県西彼保健所	石丸　夕貴	地域保健課長	
3	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	櫻井　洋観	事務局長	
4	長崎県弁護士会	曽場尾　雅宏	弁護士	
5	長崎公共職業安定所西海出張所	中村　美穂	総括職業指導官	
6	西海市民生委員・児童委員協議会連合会	河野　幸良	大瀬戸地区会長	
7	社会福祉法人　緑葉会 大瀬戸厚生園	宮﨑　良伸	相談課長	
8	社会福祉法人　さくら会 こざくら学園	井石　美穂子	理事長	
9	医療法人栄寿会 ふれあいの広場　はるの	川口　祐生	支援員	副委員長
10	西海市身体障害者福祉協会	太田　陽幸	会長	
11	社会福祉法人 西海市手をつなぐ育成会	古庄　正輝	管理者	委員長
12	療育を考える会	中野　美沙子	会長	

（任期：令和５年４月１日から令和８年３月31日まで）

資料３　用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものことです。

●インクルーシブ・インクルージョン

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

●インクルーシブ教育

すべての子どもたちが、可能な限り同じ環境の下で、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした教育であり、例えば、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、校内の支援体制を構築したり、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織の編成、インクルーシブ教育実践推進校を設置するなど、様々な取組があります。

か行

●共生社会

障がいのある人をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

●ケアマネジメント

障がいのある人一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことをいいます。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障をきたすことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいが中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

さ行

●市町村障がい者基本計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がいのある人のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

●市町村障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画です。

●市町村障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

●児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障がいの1つ。

現在では、何らかの要因で脳に障がいが起こったものとみなされており、知的障がいを伴う場合、伴わない場合があります。(知的障がいを伴わない場合を特に高機能自閉症と呼びます。)

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のことをいいます。

●障害者基本法

障がい福祉施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がいのある人のための施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

●障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待は「障がいのある人の尊厳を害する」行為と位置付け、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障がい者福祉施設従事者等、3 使用者による障がい者虐待）するとともに、障がいのある人への虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律です。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

●自立支援協議会

障がいのある人の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織です。

自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がいのある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人も地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

●生活の質

障がい福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものととらえる人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取組などをいいます。

な行

●難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ当該難病の診断に関し、客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

●日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度のことをいいます。

●ネットワーク

網の目のようにつくった組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

●ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障がいされた状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げています。

●福祉的就労

障がいのある人の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のことをいいます。

ら行

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行います。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付されます。

西海市第７期障がい福祉計画・
西海市第３期障がい児福祉計画

発　　行：令和６年３月

編集・発行：西海市　保健福祉部 福祉課

〒857-2392　長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2222 番地

TEL：0959-37-0011（代表）
FAX：0959-23-3101
市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://www.city.saikai.nagasaki.jp